

高圧ガス保安法について

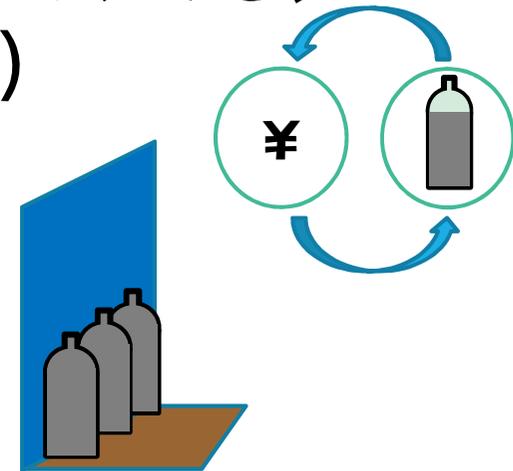
(ダイビング事業と高圧ガス保安法との関係)

- 令和4年2月16日、17日
- 沖縄県 商工労働部 産業政策課

ダイビング事業に関する次の行為は、法令で規制されています！

- 圧縮空気を、スクーバタンクに充てんする行為
(製造)
- 圧縮空気が充てんされたスクーバタンクを、
 - ・ 顧客へレンタルする行為(販売)
 - ・ 事業所で保管する行為(貯蔵)
 - ・ 車で搬送する行為(移動)

などなど



ダイビング事業に係る高圧ガス保安法関係の規制等を説明いたします。

1 高圧ガスとは

2 高圧ガスの製造とは

3 高圧ガスの販売とは

4 高圧ガス保安法に基づく行政手続

5 スクーバタンクの容器再検査について

6 よくある質問など

※当該資料は、分かりやすくするため、表現を変えたり、省略しておりますので、ご了承ください。

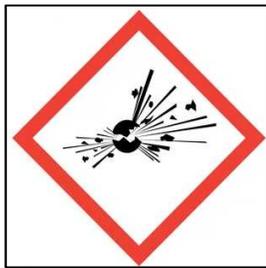
1 高圧ガスとは（高圧ガス保安法）

- **高圧ガスとは、貯蔵や輸送に便利なように圧縮されている圧縮ガス（気体状態）又は圧縮又は冷却されて液体となっているガス（液化ガス）で、一定程度の圧力以上のものを指します。**

（具体例）

- ① 圧力1MPa(約10気圧)以上の圧縮ガス(気体)
- ② 圧力0.2MPa(約2気圧)以上の液化ガス

○高圧ガスは、圧力が高く、ガスによっては「爆発性」、「可燃性」、「支燃性」、「毒性」といった**危険性**があるため、高圧ガス保安法により規制されています。



(爆発性)



(可燃性)



(支燃性)



(毒性)

○高圧ガス保安法では、
高圧ガスの**製造・貯蔵・販売・輸入・消費等及び容器の製造等**について、
・行政手続(都道府県知事への許可申請、届出等)
・事業者が守らなければならない**基準**
が定められています。

2 高圧ガスの製造とは

圧力変化

- 圧縮機等でガスを高圧ガスにする。
- 高圧ガスを圧力の低い高圧ガスにする。

状態変化

- 気体ガスを圧縮・冷凍により液化ガスにする。
- 液化ガスを気化させて高圧ガスにする。

その他

- 容器に高圧ガスを充てんする(容器から容器への移充てん含む。)

3 高圧ガスの販売事業とは

高圧ガスの販売事業とは、高圧ガスの引渡しを継続かつ反復して営利の目的をもって行おうとすることです。

○ダイビング事業者は、充てん所からスクーバタンクをレンタルし、顧客(ダイビング客)へ貸付

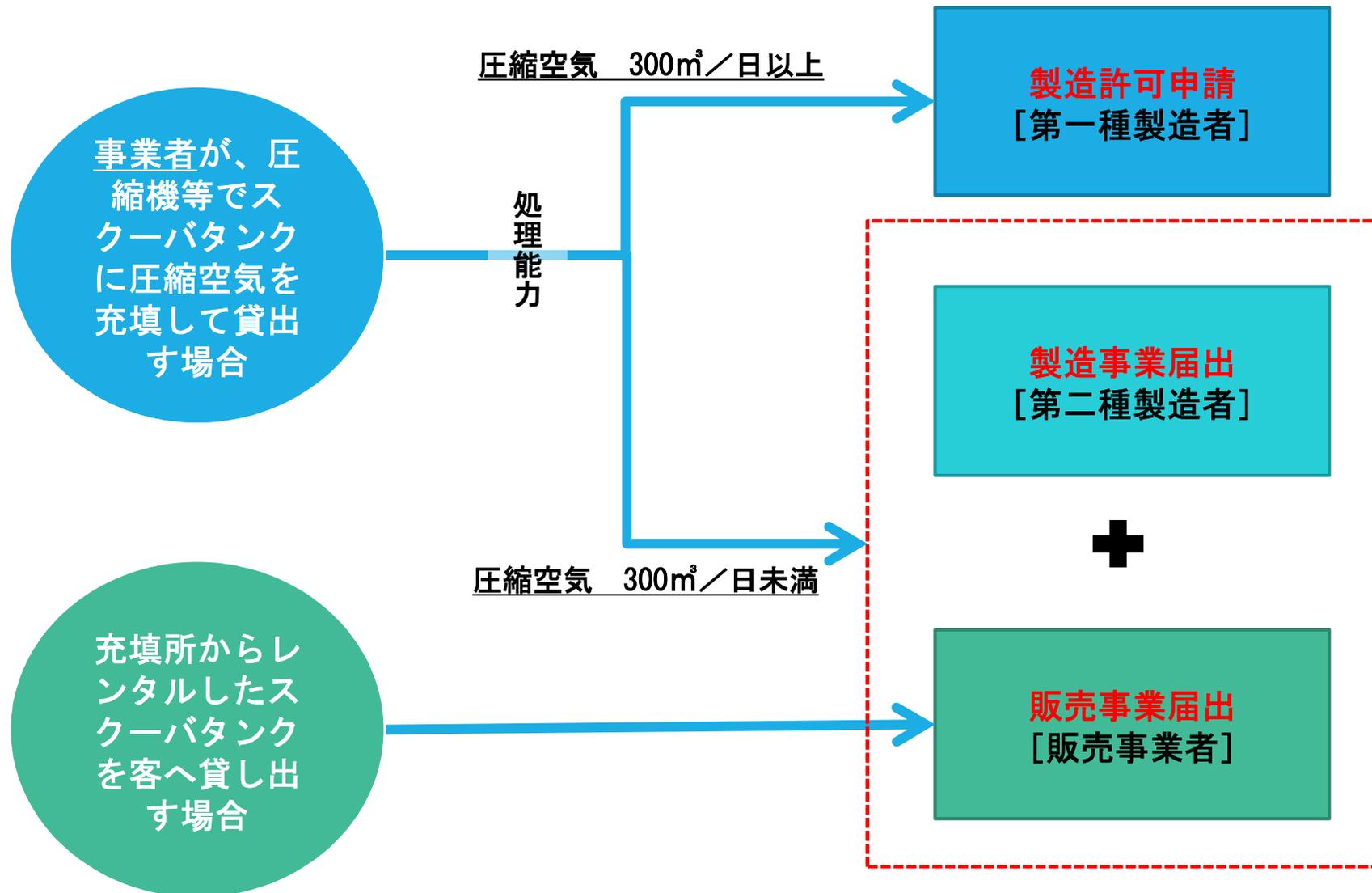


○スクーバタンクの**賃貸借**ではなく、スクーバタンクも充てんされた**圧縮空気の取引(販売)**



○ダイビング事業者は、**都道府県知事に対して高圧ガス販売事業届出が必要**

4 ダイビング事業に係る行政手続き



○注意点

1 第一種製造者が、自己で製造したガスを販売する場合は、販売事業届出は不要です。

ただし、他から購入したガスを販売する場合は、販売事業届出が必要です。

2 第二種製造者は、「製造事業届出」と「販売事業届出」が必要です。

3 容器から容器への移充てんは、処理能力が $0\text{m}^3/\text{日}$ ですが、繰り返して行う場合は、「製造事業届出」が必要です。

5 スクーバタンクの再検査について

○タンクに高圧ガスを充てんできるのは、容器検査又は容器再検査合格後、以下の期間内しかできません。

スチールタンク 5年以内

アルミ合金製スクーバタンク 1年1月以内

○上記期間を超えたタンクへの充てんはととても**危険な行為**であり、**違法行為**です。絶対に行わないでください。

※法令に違反して高圧ガスを充てんした場合、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。

6 よくある質問

Q1. 販売事業届出を提出したいがどうしたらよいか

A1. 沖縄県HPに、様式や提出書類一覧などを掲載しております。

「**沖縄県 高圧ガス ダイビング**」などで検索
又は右のQRコードより



Google カスタム検索 検索 検索について 組織で探す 文字サイズ・色合い変更

ホーム 暮らし・環境 健康・医療・福祉 教育・文化・交流 産業・仕事 社会福祉 県政情報

ホーム > 産業・仕事 > 登録・届出 > 産業概要・制度概要 > 高圧ガス関係 > ダイビング事業について

- 高圧ガス関係
 - 危害予防規程について
 - 新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について(高圧ガス保安法、液化石油ガス法)
 - 一般高圧ガス保安規則適用事業所関係
 - 液化石油ガス保安規則適用事業所関係

ダイビング事業について

1 ダイビング事業を始める方へ

- ① 事業開始にあたって必要な手続きについて(高圧ガス保安法に関する)
- ② 事業開始までの流れ

2 各種手続きの方法について

- ① 販売事業届出の方法等について
- ② 製造事業届出の方法等について
- ③ 製造許可申請の方法等について

HPタイトル

「**ダイビング事業について / 沖縄県**」

Q2. ダイビング事業を行っているが販売事業届出を出していないが、どうしたらよいか

A2. 無届又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処される場合があります。

罰金

事業開始後に、販売事業届出が必要であることを知った場合、直ちに、所定の提出窓口(高压ガス担当)まで連絡いただくとともに、販売事業届出を提出してください。

Q3. 販売事業所を移転する場合、どのような手続が必要か。

A3. 新たに「販売事業届出」と既存事業所の「廃止届出」が必要です(住所変更の手続きがありません。)



廃止届出
(移転後に)

事業所移転



販売事業届出
(移転前に)

← 届出時期に注意 →

Q4. 圧縮空気の販売事業届出を既に行っているが、今回新たに、ナイトロックス(酸素濃度40%未満の呼吸用ガス)を取扱いたい。

どのような手続が必要か。

A4. 「販売に係る高圧ガスの種類変更届出」が必要。

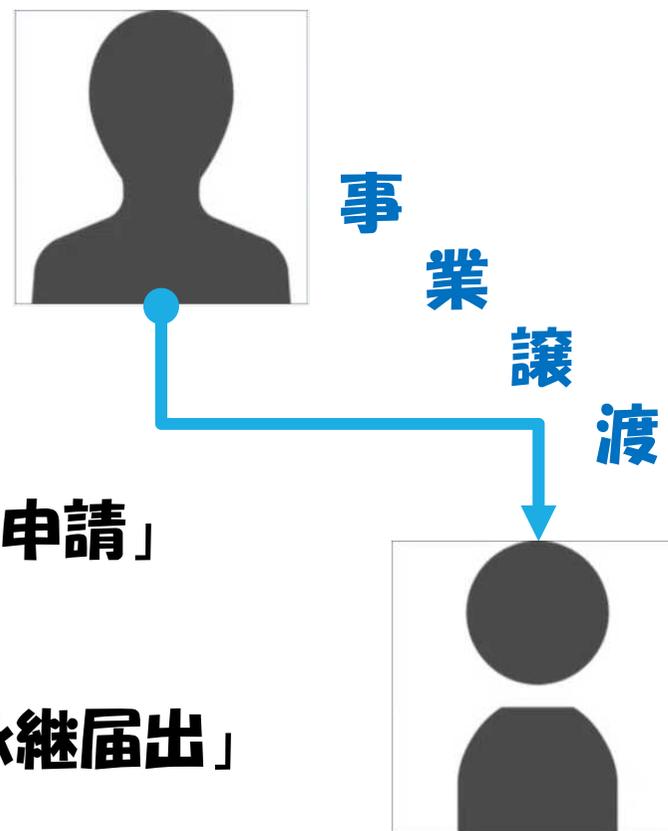
(届出書類)

- ・様式第22 販売に係る高圧ガスの種類変更届書
- ・高圧ガス販売計画
- ・周知事項の書面

必須

※容器置場を設置する(している)場合は、別途図面等が必要

Q5. 製造事業所又は販売事業所を譲渡又は譲り受けた場合、どのような手続が必要か。



A5. 事業所毎に次のような手続が必要です。

「第一種製造事業所」 → 「許可申請」

「第二種製造事業所」
→ 「製造事業届出」 又は 「承継届出」

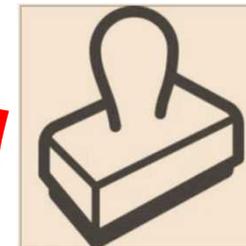
「販売事業所」
→ 「販売事業届出」 又は 「承継届出」

**Q6. 「許可申請」や「届出」に
押印は必要か？**

A6. 押印や署名は不要です。



NO !



**Q7. 登記事項証明書や住民票は、
写しでよいか？**

A7. 原本の提出をお願いします。

(住民票)
原本

Q8. 届出等の提出はどうすればよいですか？

A8. 「郵送」又は「持参」どちらでも可

Q19販売届出を2部提出するのはなぜか？

**A9. 1部は県で収受印を押して返却します。
事業者の控えとして保管して下さい。**



**Q10. 販売届出を提出したが、県から、届出した旨の
証明書が届かない。**

**A10. 県から届出を受理した旨の証明書等は発行し
ておりません。代わりに販売届出の写しに収受印を押
印して返却しております。**

※充てん業者へのお願い(義務)

**ダイビング事業者に、タンクをリースする場合、県に
販売事業届出を提出しているか必ず確認して下さい。**

最後に 大事なことなので再度申し上げます

- スクーバタンクへの圧縮空気の充てんは、**製造許可**又は**届出が必要**です(手押しポンプや、移充てんによる行為も規制対象です)。
- 圧縮空気の充てんされたスクーバタンクの取引は、**販売届出が必要**です。
- 再検査期間合格後、所定の期間を超えたスクーバタンクに高圧ガスを**充てんしない**こと。

終わりに

**今後とも関係法令を遵守していただき、
安全運転、無事故・災害防止にご協力願います。**

沖縄県商工労働部産業政策課

産業基盤班 担当者:登野盛

電話:098-866-2330

お知らせ

- ■沖縄県では、高圧ガス保安法の各種手続きの申請窓口（連絡先）、提出方法、「様式」、「提出書類一覧（兼チェックリスト）」などの情報を沖縄県のホームページに掲載しています。
- ■ダイビング事業者向けの特設サイトも掲載しています。
- （ホームページのURL及びQRコードは下のとおり）。
- <https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kiban/highpressuregas/highpressuregas.html>

